地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
運営規程

地域密着型特別養護老人ホーム　リバーサイド桃花苑

地域密着型特別養護老人ホームリバーサイド桃花苑運営規程

（運営規程設置の主旨）

第１条　社会福祉法人青樹会が開設する地域密着型特別養護老人ホームリバーサイド桃花苑（以下「当施設 」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第２条　当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した地域密着型施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第３条　当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の機能訓練により居宅における生活への復帰を目指す。

２　当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

３　当施設では、地域密着型特別養護老人ホームが地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

４　当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

５　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して処遇上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

６　当施設では、地域と共に地域のニーズに応え得る施設運営に努める。

（施設の名称及び所在地等）

第４条　当施設の名称所在地は次のとおりとする。

（１）施　設　名　　地域密着型特別養護老人ホームリバーサイド桃花苑

（２）開設年月日　　平成２４年３月２３日

（３）所　在　地　　大分県大分市大字曲字箕久保３２０番

（４）電話番号　　０９７-５０４－７６６６　ＦＡＸ番号０９７-５６８－０６３３

（５）管理者名　　衞藤　航介

（６）介護保険指定番号　４４９０１００４４５

（従業員の職種、員数）

第５条　当施設の従業員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

（１）管理者　１人
（２）医師　１人以上
（３）生活相談員　１人以上
（４）介護職員又は看護師若しくは准看護師　常勤換算方法で６．７人以上
（５）看護師又は准看護師　常勤換算方法で１人以上
（６）栄養士又は管理栄養士　１人以上
（７）介護支援専門員　１人以上
（８）機能訓練指導員　１人以上

（従業員の職務内容）

第６条　前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者は、当施設に携わる従業員の管理、指導を行う。
（２）医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
（３）看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
（４）介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
（５）生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なう。
（６）栄養士又は管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査等及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
（７）介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
（８）機能訓練指導員は利用者の心身の機能の維持向上の訓練の実施に際して指導を行う。
（９）事務員は、財務、人事、庶務等事務全般の処理を行う。
（10）その他職員は、各担当職務に応じて、洗濯業務、当直業務、送迎業務、営繕業務を行う。

（入所定員）

第７条　当施設の入所定員は２０人とする。
ユニット数・・・・・・・２ユニット
ユニットごとの定員・・・１０人

（当施設のサービス内容）

第８条　当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の有する能力及び心身の状況に照らして介護並びに日常生活上の世話を行う。

また､解決すべき課題の把握を行い必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

（利用者負担の額）

第９条　地域密着型施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による額とし、当施設サービスが法定代理受領サービスである場合は、厚生労働大臣が定める基準による額の１割の額とする。

２　利用者が日常的に使用する下記の項目については、利用者の同意を得て別途実費を申し受ける。

①　食事の提供に要する費用（別表のとおり）
②　居住に要する費用　　（別表のとおり）
③　日常生活品費実費
④　教養娯楽材料費実費
⑤　私物の洗濯代実費
⑥　入所者が選定する特別な食事の費用実費
⑦　理美容代実費
⑧　本人の希望による遠方の病院受診等に関する送迎料金実費（燃料費）
⑨　貴重品の預り金
⑩　持ち込みの電気製品にかかる費用（電気代）１点につき５０円／日
⑪　複写物（コピー代）　１枚につき　白黒：１０円、カラー：２０円
⑫　テレビレンタル費用　１日につき　２００円

（施設の利用に当たっての留意事項）

第１０条　当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

・面会は、午前１０時００分から午後４時００分まで
・消灯時間は、午後９時００分
・外出・外泊は、原則として事前に管理者の承認を受けるものとする。
・飲酒・喫煙は施設より提供する場合以外は原則としてできないこととし、喫煙は原則禁止とする。
・火気の取扱いは消防計画並びに、防火管理者の許可の範囲とする。
・設備・備品の利用は大切に、管理者の認める範囲とする。
・所持品・備品等の持ち込みは、生活に必要最小限とし、備品などの持ち込みは管理者の許可の範囲内のものとする。
・金銭、貴重品の管理は、入居者預り金取扱規程による。
・外泊時等の施設外での受診は、原則担当医師の情報提供により受診とする。
・宗教活動は自己の信仰は自由とするが、他人への勧誘・教示は禁止する。
・ペットの持ち込みはできないものとする。
・利用者の「営利行為、特定の政治活動」は禁止する。
・他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第１１条　消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）防火管理者には、事業管理者又はそれに準ずる者を充てる。

（２）火元責任者には、事業所職員を充てる。

（３）非常災害用の設備点検は、契約保守事業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（４）非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（５）災害の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（６）防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①　防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・年２回以上
（うち１回は夜間を想定した訓練を行う）

②　利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年１回以上

③　非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・随時

（７）その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（緊急時の対応方法）

第１２条　利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族等へ速やかに連絡する。また当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って下記の協力病院等他の機関を紹介する。

協力病院

・名称、住所　・くぼた高江クリニック（内科）　大分市高江南３丁目１－１
０９７－５５４－３２３０

・ハートクリニック　（内科、循環器内科）
大分市光吉台１７－２８０
０９７－５６８－５４４６

・おさこ内科・外科クリニック（内科、外科）
大分市田中町３丁目１５-１５
０９７－５４３－６６３３

・リバーサイド病院　（精神科、神経科）大分市宮崎６－３
０９７－５６８－７９９１

・織部病院　（内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科）
大分市田中町１丁目８－６２
０９７－５４４－２３７７

・だいかく病院　（総合内科、循環器内科、整形外科）
大分市下郡山の手２－１８
０９７－５６９－８８６０

協力歯科医院　(訪問歯科)

・名称、住所　・訪問歯科　悠愛　　大分市寺崎町１丁目２-２９

０９７-５５８－８３０１

(職員の服務規律)

第１３条　職員は、関係法令及び諸規定を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（１）利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

（２）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（３）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第１４条　施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第１５条　職員の就業に関する事項は､別に定める社会福祉法人青樹会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第１６条　職員は、この施設が行う年１回の健康診断を受診すること。

ただし､夜勤勤務に従事する者は年２回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第１７条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医薬品具の管理を適正に行う。

２　食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

３　栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月１回、検便を行わなければならない。

４　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第１８条　施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(苦情の処理)

第１９条　施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用

者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

（人権の擁護、虐待防止に関する事項）

第２０条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）施設内に虐待防止委員会を設置し、常時その防止に努める。

また、虐待防止委員会の委員長をその責任者とする。

虐待防止責任者　　衞藤　航介

（２）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（３）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、大分市長寿福祉課に通報するものとする。

（事故発生時の対応）

第２１条　施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

２　施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、対象とならない場合もあります。

３　事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

４　事故発生の防止と発生時の適切な対応(リスクマネジメント)を推進する観点から、事故報告書を作成し、分析を通じた改善策を施設職員に周知を図ります。

５　職員に対する事故発生を防止するための研修の実施・指針の整備・委員会の開催

６　組織的な安全対策体制の整備・事故発生の防止の安全対策担当者の設置

（記録の整備）

第２２条　当施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そのサービス提供日から５年保存します。

（１） 施設サービス計画

（２） 提供した具体的なサービスの内容等の記録

（３） 身体拘束等の態様及びその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（４） 利用者に関する保険者への通知に関する記録

（５） 苦情の内容等の記録

（６） 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

（その他運営に関する重要事項）

第２３条　地震等非常災害その他やむを得ない事情の場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

２　運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

３　介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人青樹会の理事会において定めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第２４条 施設は、感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に行うための、および非常時の体制に早期に移行するための業務継続計画（BCP）を策定し、これを確実に実施するものとする。

２ 施設は、従業者に対し、業務継続計画に基づいた研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に実施するものとする。

３ 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

附　　則

この運営規程は、平成２４年　　３月　２３日より施行する。

平成２７年　　４月　１６日改正

平成２９年　　４月　　１日改正

平成３０年　　５月　　１日改正

平成３１年　　１月　２５日改正

令和　元年　　９月　　１日改正

令和　元年　１１月　　１日改正

令和　２年　　２月　　１日改正

令和　２年　　６月　　１日改正

令和　２年　　８月　　１日改正

令和　２年　１２月　　１日改正

令和　３年　　８月　　１日改正

令和　３年　１２月　　１日改正

令和　４年　　４月　　１日改正

令和　５年　　４月　　１日改正

令和　６年　　１月　　１日改正

令和　７年　　７月　　１月改正

令和　８年　１０月　　１月改正

地域密着型特別養護老人ホーム

第９条関係（別表）

１　食費・居住費の費用

（１）介護保険負担限度額認定者以外の方（第４段階）

料金の種類		金額
食事の提供に要する費用		１，５４５円／日
居住に要する費用	個室	２，０６６円／日

（２）介護保険負担限度額認定者

食事の提供に要する費用	第１段階認定者	３００円／日
	第２段階認定者	３９０円／日
	第３段階①認定者	６８０円／日
	第３段階②認定者	１，４２０円／日
居住に要する費用	第１段階認定者	８８０円／日
	第２段階認定者	８８０円／日
	第３段階①認定者	１，３７０円／日
	第３段階②認定者	１，４７０円／日